

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 荻原 健司

市町村名 (市町村コード)	長野市 ( 202011 )
地域名 (地域内農業集落名)	02 芹田地区、古牧地区 ( )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月13日(火) ( 第1回 )

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。  
・小規模で自給的農家が多く、機械化や規模拡大が図れないため、営農の継続が困難な状況にあり、農地の新たな活用方法についても検討が必要である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・地区内は市街地に隣接しており、小規模農家が多く、農地も限られる。  
・古牧地区(南長池・高田)においては、水稻・野菜(玉ねぎ)等が主に栽培されている。  
・芹田地区(川合新田)の河川敷においては、野菜・果樹(あんず、桃)等が混在している。  
・小規模で自給的農家が多く新規参入者が見込めないため、現在の耕作者が営農を継続することを基本とし、農家の耕作が困難になったときにはスムーズに継承等できるように地域として協力していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

注: 区域内の農用地等面積について、話し合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積、集約化の方針

当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には、実情に応じ担い手を選出するほか、入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

所有者の貸付意向を十分配慮するとともに、担い手の経営意向を踏まえて段階的に集約する。

### (3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るため、農地の区画整理や農道の整備など基盤整備事業について検討する。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

JAのアプリ「デイワーク」の活用を推進し、農繁期の労働力確保に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
○野生鳥獣による被害防止対策に関する取組方針…① 野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、遊休農地等の手入れを行うとともに、害鳥による被害防止対策について検討する。									